

小美玉市補助金等の見直し基準

平成19年2月 策定
令和 5年8月 改訂

1. はじめに

補助金等は、特定の政策判断や公益上の必要性に基づき執行されるもので、本市が団体、個人が行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認められた場合に、その事務事業の実施にあたり財政的に支援することで市の政策を実現するための手法の一つです。

また、補助金等の財源は市民の税金であり、市は補助金等として交付することに対して、透明性・公平性・公益性を確保するため、積極的に情報を公表し、説明責任を果たさなければなりません。

本基準は、『小美玉市補助金等交付規則』を市における補助金等の基本的規則であると確認しながら、本市の補助金制度をあるべき姿としていくために、交付基準や見直し方針等を定めるものです。

なお、平成19年2月に策定された「小美玉市補助金等の見直し基準」から、16年が経過し、人口減少社会の到来、さらには新型コロナウイルス感染症がもたらした影響により市を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、現状と整合性を図ることを目的とし改訂するものです。

2. 補助金等の定義

(1) 「補助金等」とは

「補助金等」は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を支出の根拠としています。

一般的な性格としては、

- ①相当の反対給付を受けない（対価的性格を有しない）ものであること
- ②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること
- ③交付された金銭について用途が特定されるものであること

等があげられます。

本市では以下の5つに分類しています。

- (1) 補助金
- (2) 負担金
- (3) 利子補給金
- (4) 奨励金
- (5) その他相当の反対給付を受けないで交付する給付金

(2) 補助金の分類とその課題

現在、市が交付している補助金について、便宜上その性格と課題は次のとおり整理できます。

① 法令に基づく補助

【性格】法令により義務づけされている補助

【課題】補助金の交付はやむを得ないが、国、県の交付基準があったとしても、その金額が妥当なものかどうか、事業内容を精査する必要がある。

② 団体運営費補助

【性格】公益上必要と判断される新しい団体の設立に際して、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間、運営費に対して行う補助

【課題】長年補助を受けているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体への運営費補助は、見直しが必要である。

③ 外郭団体（外郭的団体）補助

【性格】公益上必要とされる業務（市業務の代替等）を執行している団体への補助

【課題】外郭団体への補助は、人件費を含むケースが多いことから、人員配置を含め過大になっていないかチェックする必要がある。団体の自主性を尊重しつつ、市が団体の経営方針決定に関与できる体制が求められる。また、各団体の事業運営が適切かつ効率的に実施されているか判断するため、団体内部における監査役員の設置、外部監査の導入等を行うなど団体の経営について透明性を確保するよう指導する必要がある。また長年補助を受けているにもかかわらず、自主・自立が認められず、既得権化している課題もある。

④ イベント補助

【性格】イベント（各種大会開催等）に対する補助

【課題】毎年実施しているから例年どおり補助を行うという考えではなく、真に効果があり、多くの住民に波及するようなイベントに対し補助するという視点で、事業内容、補助金の使途について精査する必要がある。

⑤ 事業費補助

【性格】公益上必要となる事業の実施に関する補助

【課題】行政が実施すべき事業を補完するための補助は、その積算費用を適正にする必要がある。助成的補助（建設、物品購入補助等）は、当初導入時の誘引策であり、その期間を見極め、終期を設定する必要がある。扶助的補助は、社会情勢の変化を勘案し合理的基準の検討が必要である。

⑥ 利子補給金

【性格】利子差額を補給することにより事業目的を達成するための補助

【課題】金利の下落によって負担が非常に少ない現状を考慮すると、利子補給率の見直しを中心とした制度の再検討が必要である。

3. 補助金等の交付条件

小美玉市補助金等交付規則第3条の2では補助金等の交付に際して要綱を別に定めることとしております。また、要綱の内容についても下記の項目を加えることを定めています。

(1) 補助金の名称

透明性確保の観点から、補助金の内容が市民から見て分かりやすいものが望ましいと考えられます。

【適当と判断される事例】

・不妊治療費補助金

→補助金の内容が名称から明白、また要綱とも一致。

【不適当と判断される事例】

・補助金名称と補助金の内容が異なる。

→補助金の名称が〇〇〇団体補助金となっているが、交付要綱では「△△△連絡協議会補助金」との名称となっており合致しておらず、△△△連絡協議会への補助金であることが、名称からは判別できない。

(2) 目的

補助金等は公益上必要がある場合に交付することができ、受益者が特定の者に偏らず、市民の間に不公平が生じないことが重要です。

【適当と判断される事例】

・小美玉市動物愛護支援活動補助金

第1条 この告示は、犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑を防止し、並びに動物の愛護及び管理に関する意識の高揚を図るため…

→犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑を防止し、並びに動物の愛護及び管理に関する意識の高揚を図るという公益上の必要性が記載されている。

【不相当と判断される事例】

・〇〇〇実行委員会補助金

第〇条 市長は、〇〇〇実行委員会が実施する〇〇〇施設の自主事業に要する経費に対し、予算の範囲内において 補助金を交付する…

→団体の経費に対し補助金を交付するとしか明記されておらず、交付目的、公益上の必要性があるか記載されていない。

(3) 交付対象

補助対象となる経費及び交付対象となる個人・団体について、透明性確保の観点から明確に定めなければなりません。

【相当と判断される事例】

・小美玉市保護司会補助金

(別表) 小美玉市保護司会が行う次の事業に要する経費とする。ただし、特に市長が必要と認める場合を除き、飲食費、懇親会費、慶弔費及び交際費は除く。

- ・保護監察所，県保護司会連合会，その他関係機関が行う事業への協力に要する経費
- ・保護観察及び犯罪・非行防止活動に要する経費
- ・連絡調整，事例研究・研修及び会議等を行うために必要な経費
- ・更生保護に関する啓発活動に要する経費
- ・その他更生保護を目的とする活動に要する経費

→対象経費が明確、また、除外される経費についても明記している。

・小美玉市消防本部免許資格等取得補助金

第2条 補助対象者は、消防業務を遂行していくうえで将来にわたり、免許資格を取得させることにより円滑な消防業務に資することができると市長が認めた者とする。

→免許資格を取得させることにより円滑な消防業務に資することができると市長が認めた者と補助対象者を明確に記載している。

【不相当と判断される事例】

・〇〇〇連絡協議会補助金

第〇条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、当該経費の範囲内において市長が定める額とする。

→経費の詳細がなく使途が不明確である。

(4) 交付の事務

補助金等の交付事務を定めることで、事務の円滑化、手続の透明性を確保するとともに、申請書や実績報告書等について、交付要綱で様式を定めておくことで、必要事項の記載漏れを防ぐことができます。

(5) 事業の内容

補助金等は、団体、個人が行う特定の事務事業に対し交付するものであることから、交付要綱にも事業の内容を記載する必要があります。

【適当と判断される事例】

- ・ 百里飛行場周辺整備協議会補助金

第3条 補助金の対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) テレビ難聴対策事業
- (2) 電話難聴対策事業
- (3) 地域運営補助金

→補助金の対象となる事業が記載されている。

(6) 金額又は補助率等

過大な支出の抑制を図るとともに、補助金間の公平性を確保する観点から交付要綱に定める必要があります。

【適当と判断される事例】

- ・ 青色申告会助成金

(別表) 補助率：事業費，研修会費，講習会費，会議費の30%以内

→補助率を明確に記載している。

【不适当と判断される事例】

- ・ ○○○実行委員会補助金

第〇条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

→補助金額、補助率が定められていないため、交付する補助金額の算出根拠が不明。

4. 公益上の必要性の判断

補助金等の交付にあたっては、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされています。行政の目的を補完するという前提のもと、不特定多数のものに直接的または間接的な利益を及ぼすことが、公益上の必要性があると考えられ、その公益性を発揮するためには、補助事業の趣旨や根拠、明確な説明責任が担保されなければなりません。

公益上の必要性を客観的に判断するには、下記を検証・検討する必要があります。

- ① 受益者が特定の者に偏らず、市民の間に不公平が生じないこと。
- ② 「交付要綱」等で補助金交付の目的が明文化されていること。
- ③ 市の政策目的（総合計画や施政方針等）と合致していること。
- ④ 市民ニーズに対応し、補助金交付の効果が明確であること。

【参考】

（行政実例S28.6.29）

公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

（最高裁判例H17.11.10）

地方自治法232条の2に定める公益性の概念は、政治的ないし技術性の高い概念であり、第1次的には地方公共団体に裁量権がある。しかし、公益上の必要性の認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。地方公共団体の長がその裁量権を逸脱し、又は濫用した場合には司法が違法と判断すべきものである。

5. 団体と行政の関係性

公益上必要と判断される新しい団体の設立に際して、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間、本市の目標である「協働」に向けたパートナー育成の観点から、運営に対して補助を認める必要があると考えられます。しかし、小美玉市自治基本条例第20条第2項より、「市は、…協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。」と規定しており、長期間、補助金を交付することで、団体も補助金への依存を強め、自己財源の確保等、自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがちとなってしまいます。長年補助を受けているにもかかわらず、自主・自立が認められない団体への運営補助は、見直す必要があります。

また、団体の運営補助金を交付する一方で、その運営事務を市職員が実施している場合もあります。予算上、補助金以外の市の負担は無いものの、団体の事務従事時間に相当する人件費が事実上市の負担となっており、実質的な二重補助の状態となってしまいます。補助事業評価や公平性等の客観的判断の妨げにもなることから、団体の事務における行政の関与のありかたを再考すべきです。さらに、団体が公共施設を会合等で利用する際、施設利用料金等が減免される場合もあります。減免規定に則ってはいますが、この場合も実質的な二重補助の状態になっていると考えられます。

小美玉市自治基本条例

(協働)第20条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

6. 迂回補助（間接補助）について

迂回補助（間接補助）とは、各団体へ交付される補助金を、市から代表の団体へ交付し、代表団体が下部組織（小川、美野里、玉里支部等）へ支出することを指します。迂回補助は、補助先の事業実施状況が把握しにくく、不透明化にもつながることから、実施することのメリットや必要性等合理的な理由がない限り、原則として直接補助へ切り替えることが望ましいと考えられます。直接補助ができない場合にも、下部組織の収支状況も把握できるようにする必要があります。

7. 補助金等見直しのあり方

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきました。しかし、一方で次のような弊害もあります。

(1) 補助の長期化による既得権化

市に補助金の要望があり、一度予算化されると、事業実績による効果を検証しないまま、一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直すことが出来なくなっております。

(2) 交付団体の自立の阻害

補助対象経費について、基準が示されていないことから、本来自己資金に負担すべきものが補助対象経費に含まれている例も見受けられます。交付される団体も補助金への依存を強め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になってしまいます。

(3) 補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかの確認が不十分となっております。補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で特に実施にかかる経費の全額を補助する事業については、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討する等、常に検証、精査する必要があります。

8. 補助金等の見直しの視点

補助金等の見直しにあたり、補助事業に対する原則的な考え方として、6つの基本的な視点を示します。本視点を踏まえ、市民からの理解を得られる適切な内容であるか検証を行い、適切でない場合は、廃止・整理統合を含め補助金等のあり方を検討します。また、各項目について補助金等の適合状況を検証し、市民への説明責任を果たすため、基準に適合しない項目については、合理的な理由がない限り、見直しを行う必要があります。

ただし、ここに示す視点はあくまでも原則的な考え方であって、例外的な扱いを排除するものではありません。個々の補助金等の目的や性格から、例外的な扱いとすべきものも当然考えられます。そうした補助金等については例外的な扱いとする理由を公表し、市民の方の理解が得られるよう説明責任を果たすこととします。

視点1 公益性・公共性

- 補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。
- 「交付要綱」等で補助金交付の目的が明文化されているか。
- 市の政策目的（総合計画や施政方針等）と合致しているか。
- 団体運営費補助は、補助目的・用途及び積算根拠が明確か。

視点2 経済性・効率性・有効性（3Eの観点）

- 補助事業の実施において効率的で無駄がなく、本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されているか。
- 補助金額に見合う費用対効果が認められるか。
- 事業費補助や市による直接執行、委託等による方法等、他の支出方法へ切り替えることが可能か。
- 団体運営費補助は、原則として補助対象となる具体的な事業を明確にし、目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替えることが可能か。

視点3 妥当性・適格性

- 補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。
- 他自治体の類似補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。
- 補助交付先の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民・団体に過剰な補助をしていないか。
- 団体等が市の税金等を滞納していないか。
- 団体等の財務状況について、補助金等が補助交付先の収入の多くを占め、補助金に依存する構造になっていないか。
- 補助金額以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか。

視点4 行政関与のあり方

- 公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要のある事業であるか。
- 団体の運営事務を市職員が行っている等、過度に関与し、団体の自主・自立を妨げていないか。

視点5 公平性・透明性

- 同種同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。
- 多様な担い手がいるにも関わらず、補助交付先が特定団体に固定されていないか。
- 団体運営経費に、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費が含まれていないか。
- 調査研究に係る経費に、直接事業に関わらない視察旅費が含まれていないか。
- 迂回補助（間接補助）ではないか。

視点6 見直し時期の設定

- 総合計画等の期間設定を踏まえ、目標達成期限（終期）が設定されているか。
- 達成期限（終期）の設定がそぐわないものは、毎年度の効果検証を踏まえ、補助金の必要性の再検証が行われ、見直し時期が設定されているか。
- 見直し時期にあわせ、継続を判断するための継続条件は設定されているか。

9. 補助金等見直しの進め方・公表

- (1) 事業担当課は、補助金交付団体の事業計画書、事業実績報告書、領収書等に基づき「補助金等見直しシート」を作成し、一次評価として、補助金等の評価、見直しを行います。
- (2) 財政主管課、政策企画主管課、行財政改革主管課により、小美玉市補助金等審議会が決定した「補助金等審査基準」に基づき一次評価を審査し、審査結果を小美玉市補助金等調査委員会に提出します。
- (3) 市補助金等調査委員会により市補助金等審議会に諮る補助金を決定し、市長は市補助金等審議会に諮問します。
- (4) 市補助金等審議会は、市長の諮問に応じ「補助金等見直しシート」及び事務担当課長からのヒアリングにより二次評価として補助金等の評価、見直しを行い、その結果を市長に答申します。
- (5) 補助金等の見直し結果は、次年度の当初予算編成に反映します。
- (6) 補助金等の見直し結果は、市公式ホームページにより公表します。